

施設等利用費支給額算出例

施設等利用費の支給額算出上の日割り計算のパターン例

月途中でA市からB市への転出入があった場合

算出された支給上限額と利用料のいずれか低い方が実際に支給する額となります。

園の在籍状況		A市転出時に退園	B市転入時に入園	同一の園を継続利用
私学助成幼稚園	支給上限額	2.57万円を 日割り計算	2.57万円を 日割り計算	2.57万円を 日割り計算
	利用料	支払った利用料	支払った利用料	支払った利用料を 日割り計算
幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	支給上限額	日額単価×利用日数	日額単価×利用日数	日額単価×利用日数
	利用料	支払った利用料	支払った利用料	支払った利用料を 日割り計算
認可外保育施設等	支給上限額	3.7万円を 日割り計算	3.7万円を 日割り計算	3.7万円を 日割り計算
	利用料	支払った利用料	支払った利用料	支払った利用料を 日割り計算

施設等利用費の支給額算出上の日割り計算のパターン例

同一市町村に居住している場合

算出された支給上限額と利用料のいずれか低い方が実際に支給する額となります。

園の在籍状況		月途中で退園	月途中で入園	C園からD園へ転園
私学助成幼稚園	支給上限額	2.57万円を 日割り計算	2.57万円を 日割り計算	2.57万円を 日割り計算
	利用料	支払った利用料	支払った利用料	支払った利用料
幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	支給上限額	日額単価×利用日数	日額単価×利用日数	日額単価×利用日数
	利用料	支払った利用料	支払った利用料	支払った利用料
認可外保育施設等	支給上限額	3.7万円	3.7万円	3.7万円
	利用料	支払った利用料	支払った利用料	支払った利用料

月途中で入退園があった場合

途中入園

令和2年10月14日にA市のA幼稚園に入園

- ・施設等利用給付認定期間: 令和2年10月14日から認定を受けている。
- ・A幼稚園の属性: 利用料2.3万円、10月の開所日数22日、14日から31日の間の開所日数13日

支給上限額の算出(10円未満切り捨て)

2.57万円 × 認定起算日後最初の利用日以降のその月の開所日数(13日) ÷ その月の開所日数(22日) = 15,180円

利用料と支給上限額のいずれか低い額(15,180円)をA市に請求する。

途中退園

令和2年10月23日にB市のB幼稚園を退園

- ・施設等利用給付認定期間: 令和2年10月1日から認定を受けている。
- ・B幼稚園の属性: 利用料3万円、10月の開所日数22日、1日から23日の間の開所日数17日

支給上限額の算出(10円未満切り捨て)

2.57万円 × 最後の利用日までのその月の開所日数(17日) ÷ その月の開所日数(22日) = 19,850円

利用料と支給上限額のいずれか低い額(19,850円)をB市に請求する

月途中で入退園があった場合(同一の園を継続利用)

A市のA幼稚園を利用中

令和2年10月14日付けでA市からB市に転出

施設等利用給付認定期間:10月1日から10月13日でA市で認定を受け、10月14日から10月31日までB市で認定を受ける。

・A幼稚園の属性:利用料2.3万円、10月の開所日数22日、1日から13日の開所日数9日、14日から31日の間の開所日数13日

①支給上限額の算出(10円未満切り捨て)

A市分:2.57万円×最後の利用日までのその月の開所日数(9日)÷その月の開所日数(22日)=10,510円①

B市分:2.57万円×最初の利用日以降のその月の開所日数(13日)÷その月の開所日数(22日)=15,180円②

②利用料の算出(10円未満切り捨て)

A市分:利用料2.3万円×最後の利用日までのその月の開所日数(9日)÷その月の開所日数(22日)=9,400円③

B市分:利用料2.3万円×最初の利用日以降のその月の開所日数(13日)÷その月の開所日数(22日)=13,590円④

A市に請求する額は、①と③を比べて低い額である9,400円となる。

B市に請求する額は、②と④を比べて低い額である13,590円となる。